

★ いろいろなマークについて ★

みたことありますか？探してください！

釣り道具にはいろいろなマークがついています。また、それぞれに意味があります。どれについて探してください。



このマークのついている商品は環境にやさしく、安心して使えます。

(社)日本釣用品工業会が、健全な釣場環境を維持管理していくため、環境にやさしい釣り用品として認めた商品につけることができるマークです。



このマークのついている商品は「釣り」と「釣り環境」をよりよく発展させようと協力しています。

(財)日本釣振興会が日本の「釣り」と「釣り環境」をよりよく発展させようと設けた釣振興事業資金拠出に協力している商品につけることができるマークです。



このマークは釣竿についています。

全国釣竿公正取引協議会が認定した、正しい表示がされている釣竿につけることができるマークです。



このマークはワームについています。

釣り具業界が釣り場環境の改善を図るために、湖底や海底に残された釣り用ワーム等の清掃活動に協力している商品につけることができるマークです。

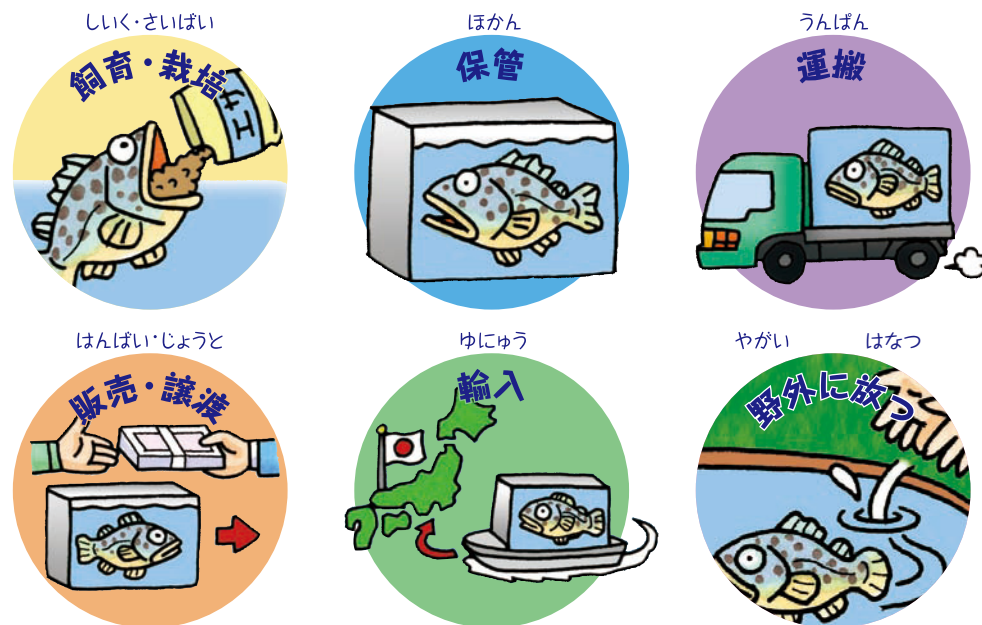
★ 「外来生物法」について ★

平成17年6月1日より「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」(通称:外来生物法)が施行されています。

特定外来生物法に指定された魚のなかで、主なものは

○オオクチバス ○コクチバス ○ブルーギル ○チャネルキャットフィッシュです。

特定外来生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つなどが原則禁止されています。



今回の法律によりバスフィッシングそのものやキャッチアンドリリースが規制されるわけではありません。バスフィッシングは今までどおり楽しむことが出来ますが、上記の点にご注意下さい。規則を守ってつりを楽しみましょう。

(一部地域では条例によりキャッチアンドリリースが規制されていますので、注意して下さい。条例を守ってつりをしましょう。条例による規制については県の水産課にお聞きください。また日本釣振興会のホームページでもお知らせしています。)